

第86号議案

四日市都市計画生産緑地地区の変更

【四日市市決定】

四日市市

四日市都市計画生産緑地地区の変更（四日市市決定）

計 画 書

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
四日市都市計画生産緑地地区	合計 約 144.7 ha	合計 740 地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別添変更理由書のとおり。

変更理由書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、農業従事者などから、生産緑地地区指定の申出があり、良好な都市環境の形成に資する優良な一団の農地と認められたものを生産緑地地区に指定する。また、生産緑地法第 8 条第 4 項に基づき公共施設を設置する通知があった生産緑地、同法第 10 条に基づく買取り申し出があり、申し出の日から 3 ヶ月以内に所有権の移転がなく、同法第 14 条の規定により行為制限の適用を受けなくなった生産緑地、及びこれに伴い同法第 3 条に基づく指定要件を満たさなくなった生産緑地について生産緑地地区から除外する。

なお、今回の変更により、四日市市の生産緑地地区は約 6.2ha 減少し、約 144.7ha となる。

新旧対照表

ゴシック斜体は、変更前

名 称	面 積	備 考
四日市都市計画生産緑地地区	<i>合計 約 150.9ha (1,508,539m²)</i>	<i>合計 797 地区</i>
	合計 約 144.7 ha (1,446,658.24m ²)	合計 740 地区

地区別変更理由書

今回の生産緑地地区の変更については、下記の理由により変更する。

生産緑地法第3条（追加指定）

小 計	面積増減	1,883 m ²
	地区数増減	0 地区

生産緑地法第8条第4項（公共施設等の設置）

道 路 整 備		△ 0.49 m ²
小 計	面積増減	△ 0.49 m ²
	地区数増減	0 地区

生産緑地法第10条（買取り申し出）

主たる従事者の死亡		△ 20,023 m ²
農林漁業に従事することを不可能にさせる故障		△ 40,281.27 m ²
小 計	面積増減	△ 60,304.27 m ²
	地区数増減	△ 7 地区

生産緑地法第3条（指定要件）

面積要件の欠如		△ 3,459 m ²
小 計	面積増減	△ 3,459 m ²
	地区数増減	△ 7 地区

今回変更合計

面積：1,883 m² + △0.49 m² + △60,304.27 m² + △3,459 = △ 61,880.76 m²

地区： 0 地区 + 0 地区 + △7 地区 + △7 地区 = △ 14 地区

		面積 (m ²)	面積 (ha)	地 区
合 計	既 決 定	1,508,539	150.9	754(797)
	増 減	△61,880.76	△6.2	△14
	今回の変更	1,446,658.24	144.7	740

今回より地区数の計上方法を変更しており、物理的に一体的な地形的まとまりをもっているものを1地区とする。(797)は計上方法変更前の地区数である。

地区別変更面積内訳書（生産緑地法第3条）（追加指定）

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	変更する生産緑地			変更の理由
					所 在	地目	地 籍 (㎡)	
52	52-1	3,425	4,770	765	采女町字名倉1827-1	田	765	追加指定
				580	采女町字名倉1828-1	田	580	
73	73-1	0	538	453	智積町字当水772-1	田	453	追加指定
				75	智積町字当水774-2	畑	75	
				10	桜町字南垣内52-12	畑	10	

面積増減	1,883㎡
地区(団地)数増減	0地区(団地)

地区別変更面積内訳表（生産緑地法第8条第4項）

図面番号	地区(団地)番号	変更前(m)	変更後(m)	増減(m)	通知が提出された生産緑地			公共施設の種類	通知日
					所在	地目	減少した地積(m)		
29	29-1	803	802.51	△ 0.49	楠町小倉字屋敷浜463-7	畑	0.49	道路(市道小倉北楠駅線)	H29.2.6

面積増減	△ 0.49㎡
地区(団地)数増減	0地区(団地)

地区別変更面積内訳表(生産緑地法第10条)

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	買取り申出が提出された生産緑地			買取り申出の理由	買取 りの 有無	法14条 解除日
					所 在	地目	地 籍 (㎡)			
9	9-1	680	390	△ 290	広永町字間之田630-2	畑	290	主たる従事者の死亡	無	H28.6.18
	9-2	732	505	△ 135	広永町字間之田540	畑	135	主たる従事者の死亡	無	H28.7.14
				△ 92	広永町字間之田556	畑	92	主たる従事者の死亡	無	H28.7.14
10	10-1	2,438	1,903	△ 535	川北三丁目317-1	田	535	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.12.15
	10-2	7,011	5,662	△ 990	川北二丁目181-1	田	990	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.12.15
				△ 359	川北二丁目182-1	田	359	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.12.15
	10-3	12,230	11,282	△ 948	松寺二丁目242-1	田	948	主たる従事者の死亡	無	H29.2.22
	10-4	2,004	1,011	△ 993	松寺一丁目187-1	田	993	主たる従事者の死亡	無	H28.12.27
	10-5	15,406	11,798	△ 257	川北一丁目708	田	257	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 965	川北一丁目747-1	田	965	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.19
				△ 114	蒔田四丁目382-1	畑	114	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 148	蒔田四丁目385-1	畑	148	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.19
				△ 608	蒔田四丁目387	田	608	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 208	蒔田四丁目393-1	田	208	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.19
				△ 120	蒔田四丁目410-2	畑	120	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 469	蒔田四丁目418	田	469	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.19
				△ 317	蒔田四丁目421	畑	317	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.19
				△ 247	蒔田四丁目424	畑	247	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
	△ 155	蒔田四丁目704	畑	155	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5			
	10-6	1,535	1,235	△ 300	蒔田二丁目685	田	300	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
	10-7	2,725	528	△ 99	蒔田四丁目297-2	畑	99	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 79	蒔田四丁目300	畑	79	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 142	蒔田四丁目301	畑	142	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 148	蒔田四丁目304	畑	148	主たる従事者の死亡	無	H29.3.5
				△ 495	蒔田四丁目307	畑	495	主たる従事者の死亡	無	H29.3.5
				△ 99	蒔田四丁目309	田	99	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 198	蒔田四丁目311	畑	198	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 198	蒔田四丁目312	畑	198	主たる従事者の死亡	無	H29.3.5
				△ 145	蒔田四丁目315	畑	145	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
				△ 238	蒔田四丁目317	畑	238	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5
△ 158				蒔田四丁目318	畑	158	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5	
△ 198				蒔田四丁目320	畑	198	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5	
10-8	1,023	330	△ 198	蒔田四丁目322	畑	198	主たる従事者の死亡	無	H29.3.5	
			△ 495	蒔田四丁目330	田	495	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.3.5	
11	11-1	994	0	△ 994	茂福町912-1	田	994	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.4.27

地区別変更面積内訳表(生産緑地法第10条)

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	買取り申出が提出された生産緑地			買取り申出の理由	買取 りの 有無	法14条 解除日
					所 在	地目	地 籍 (㎡)			
12	12-1	3,630	2,507	△ 1,123	八田二丁目1251-2	田	1,123	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.9.20
	12-2	1,001	0	△ 1,001	八田一丁目1891	田	1,001	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.4.18
	12-3	7,249	6,238	△ 1,011	八田二丁目1180	田	1,011	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.10.19
	12-4	6,187	5,440	△ 747	白須賀二丁目1091-1	田	747	主たる従事者の死亡	無	H29.2.15
	12-5	9,305	8,303	△ 1,002	八田一丁目1873-2	田	1,002	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.9.20
	12-6	7,876	6,865	△ 912	白須賀一丁目2046	田	912	主たる従事者の死亡	無	H29.1.17
	△ 99			白須賀一丁目2047-2	田	99	主たる従事者の死亡	無	H29.1.17	
13	13-1	2,359	1,256	△ 360	富士町2213	田	360	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.9.16
				△ 743	富士町2214	田	743	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.9.16
21	21-1	644	0	△ 644	平津町字分代179-3	田	644	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.5.22
24	24-1	2,022	1,011	△ 1,011	羽津中二丁目1643	田	1,011	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.18
	24-2	984	0	△ 984	羽津中一丁目1609-1	田	984	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.18
30	30-1	3,956	2,690	△ 1,266	楠町北五味塚字楮308	田	1,266	主たる従事者の死亡	無	H28.9.16
34	34-1	1,160	583	△ 308	東坂部町字殿ノ堀1960-1	畑	308	主たる従事者の死亡	無	H29.1.14
				△ 269	東坂部町字殿ノ堀1969-1	畑	269	主たる従事者の死亡	無	H29.1.14
	34-2	5,210	5,062	△ 148	東坂部町字殿ノ堀1900-1	畑	148	主たる従事者の死亡	無	H28.7.12
	34-3	1,340	0	△ 340	東坂部町字上條595	畑	340	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.1.24
				△ 1,000	東坂部町字上條596	畑	1,000	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.1.24
34-4	2,575	1,937	△ 638	東坂部町1091-1	田	638	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.1.14	
36	36-1	1,307	0	△ 1,307	生桑町字高田748-1	田	1,307	主たる従事者の死亡	無	H28.5.12
	36-2	816	0	△ 816	伊倉二丁目220-2	田	816	主たる従事者の死亡	無	H29.1.17
	36-3	1,201	710	△ 491	伊倉二丁目224-1	田	491	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.6.9
	36-4	2,502	1,213	△ 1,289	大井手一丁目197	田	1,289	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.11.19
37	37-1	1,011	0	△ 1,011	中川原二丁目137	田	1,011	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.13
	37-2	635	0	△ 635	ときわ三丁目1190-1	田	635	主たる従事者の死亡	無	H28.4.14
	37-3	591	0	△ 591	東日野町字天王森484-1	田	591	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.2.14
	37-4	20,055	14,819	△ 115	東日野一丁目273-1	田	115	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.10.13
				△ 400	東日野一丁目277-1	田	400	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.10.13
				△ 474	東日野一丁目278-1	田	474	主たる従事者の死亡	無	H28.6.1
				△ 539	東日野一丁目283-1	田	539	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.10.13
				△ 1,163	東日野一丁目285	田	1,163	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.10.13
				△ 762	東日野一丁目369-1	田	762	主たる従事者の死亡	無	H28.6.1
				△ 1,033	東日野一丁目370-1	田	1,033	主たる従事者の死亡	無	H28.6.1
△ 36				東日野一丁目4775-2	田	36	主たる従事者の死亡	無	H28.6.1	
△ 714	東日野一丁目4776	田	714	主たる従事者の死亡	無	H28.6.1				

地区別変更面積内訳表(生産緑地法第10条)

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	買取り申出が提出された生産緑地			買取り申出の理由	買取 りの 有無	法14条 解除日
					所 在	地目	地 籍 (㎡)			
37	37-5	9,267	4,334	△ 1,348	東日野町字天王森223	田	1,348	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.4.15
				△ 1,195	東日野町字天王森293-1	田	1,195	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.4.22
				△ 1,195	東日野町字天王森294-1	田	1,195	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.4.22
				△ 1,195	東日野町字天王森295-1	田	1,195	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.4.22
38	38-1	1,011	611	△ 400	東日野二丁目174-1	田	400	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.9.14
	38-2	4,966	4,514	△ 452	東日野町字南川原17	田	452	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.2.14
	38-3	5,800	3,520	△ 1,061	日永西五丁目3312	田	1,061	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.11.17
				△ 1,219	日永西五丁目3313	田	1,219	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.11.17
40	40-1	44,748	40,981	△ 1,109	内堀町字一之縄232	田	1,109	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.12
				△ 549	内堀町字一之縄242	田	549	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.12
				△ 1,155	内堀町字一之縄243	田	1,155	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.12
				△ 954	内堀町字一之縄245	田	954	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.12
	40-2	30,579	28,970	△ 792	内堀町字中屋敷84	田	792	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.9.13
				△ 817	内堀町字中屋敷85	田	817	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.9.13
44	44-1	1,126	826	△ 300	まきの木台三丁目17-2	畑	300	主たる従事者の死亡	無	H29.3.14
	44-2	6,676	5,797	△ 236	山城町字東山940	畑	236	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.4.15
				△ 643	山城町字東山941	畑	643	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.4.15
48	48-1	1,343	346	△ 997	尾平町字辻垣内3523	畑	997	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.19
	48-2	2,826	2,135	△ 691	尾平町字辻垣内3503	畑	691	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.7.19
49	49-1	645.2	464.93	△ 180	東日野町字道之上955-2	田	180	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.6.9
				△ 0.27	東日野町字道之上956-2	田	0.27	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H28.6.9
50	50-1	991	522	△ 469	西日野町字八幡1645-41	田	469	主たる従事者の死亡	無	H28.11.15
	50-2	1,560	0	△ 1,560	西日野町字八幡1551	田	1,560	主たる従事者の死亡	無	H28.5.12
52	52-2	1,322	0	△ 1,322	采女町字松の木1658-1	田	1,322	主たる従事者の死亡	無	H28.6.9
	52-3	2,034	0	△ 687	采女町字松の木1716-1	田	687	主たる従事者の死亡	無	H28.6.9
				△ 671	采女町字松の木1716-2	田	671	主たる従事者の死亡	無	H28.6.9
				△ 676	采女町字松の木1717-1	田	676	主たる従事者の死亡	無	H28.6.9
73	73-2	1,858	1,079	△ 779	智積町字当水819	田	779	主たる従事者の死亡	無	H28.6.1
	73-3	986	450	△ 178	桜町字山畑6363	畑	178	主たる従事者の死亡	無	H29.3.14
				△ 165	桜町字山畑6365	畑	165	主たる従事者の死亡	無	H29.3.14
				△ 125	桜町字山畑6378-1	畑	125	主たる従事者の死亡	無	H28.6.9
				△ 68	桜町字山畑6379-1	畑	68	主たる従事者の死亡	無	H28.6.9

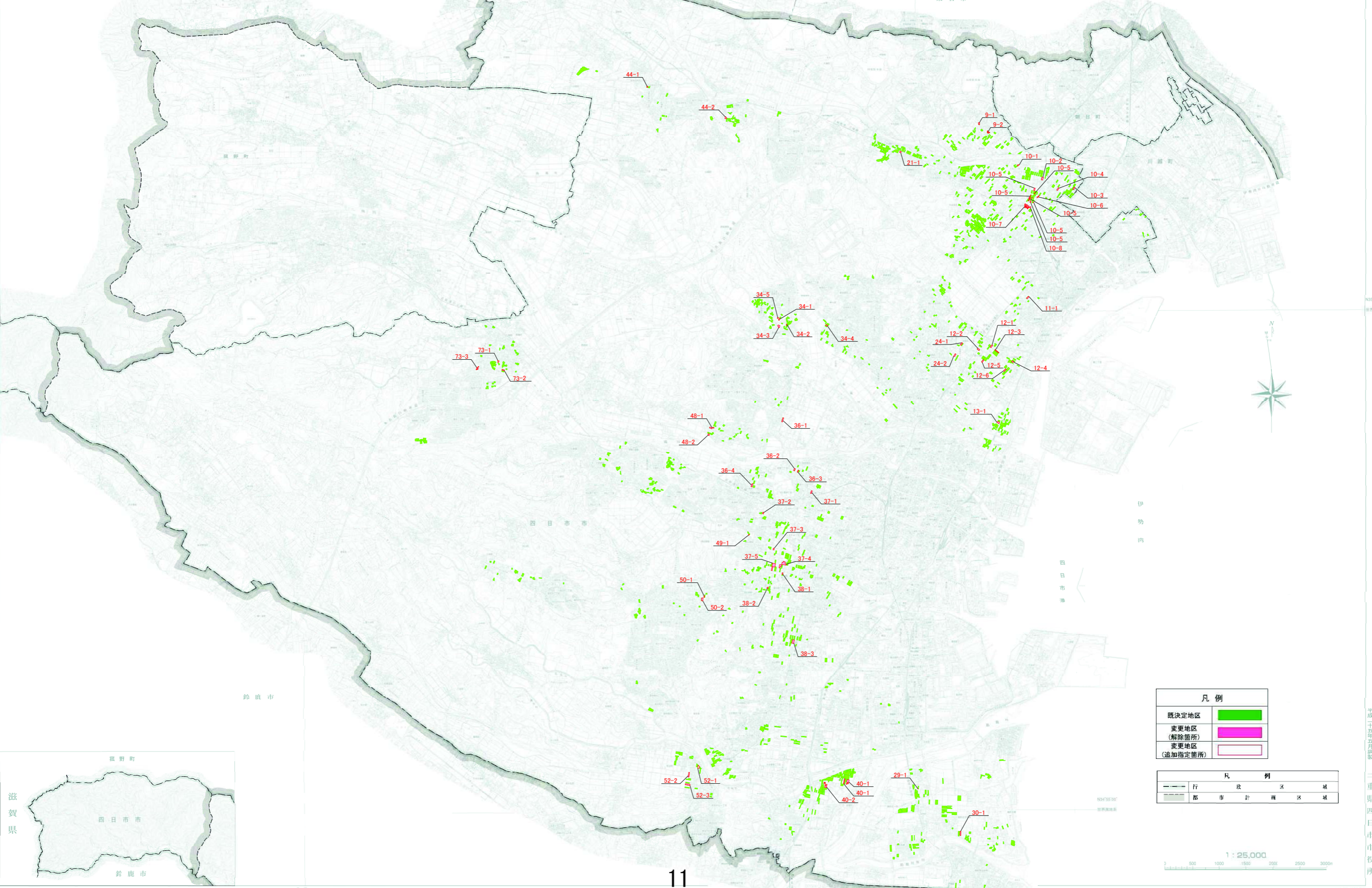
主たる従事者の死亡	△ 20,023㎡
農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	△ 40,281.27㎡
面積増減	△ 60,304.27㎡
地区(団地)数増減	△ 7地区(団地)

地区別変更面積内訳書（生産緑地法第3条）

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	変更する生産緑地			変更の理由	解除日
					所 在	地目	地 籍 (㎡)		
9	9-1	390	0	△ 390	広永町字間之田629	田	390	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H28.6.18
	9-2	505	0	△ 165	広永町字間之田410	畑	165	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H28.7.14
				△ 142	広永町字間之田411	畑	142	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H28.7.14
				△ 56	広永町字間之田538	畑	56	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H28.7.14
				△ 142	広永町字間之田560	畑	142	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H28.7.14
10	10-5	11,798	11,620	△ 99	蒔田四丁目385-2	畑	99	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.19
				△ 79	蒔田四丁目420	畑	79	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.19
	10-6	1,235	1,014	△ 221	蒔田二丁目688	田	221	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.5
	10-7	528	0	△ 330	蒔田四丁目281	田	330	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.5
				△ 99	蒔田四丁目308	畑	99	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.5
				△ 99	蒔田四丁目319	畑	99	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.5
	10-8	330	0	△ 231	蒔田四丁目326	畑	231	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.5
				△ 99	蒔田四丁目328	畑	99	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.5
34	34-5	180	0	△ 180	東坂部町字殿ノ堀1972-1	畑	180	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.27
40	40-2	28,970	28,639	△ 331	内堀町字中屋敷45	田	331	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H28.9.13
48	48-1	346	0	△ 346	尾平町字辻垣内3527	畑	346	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H28.7.19
73	73-3	450	0	△ 114	桜町字山畑6367-1	畑	114	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.14
				△ 155	桜町字山畑6374	畑	155	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.14
				△ 181	桜町字山畑6375	畑	181	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.3.14

面積増減	△ 3,459㎡
地区(団地)数増減	△ 7地区(団地)

四日市市域図(白図)



凡例	
既決定地区	
変更地区 (解除箇所)	
変更地区 (追加指定箇所)	

凡例	
	行政区域
	都市計画区域



この図面は、ソフトウエアのバージョンアップに伴い、2013年9月現在、最新の情報に基づいて作成されたものであり、今後の変更により、一部の内容が変更される場合があります。また、この図面は、印刷用として作成されたものであり、画面表示とは異なる場合があります。

1. 「四日市都市計画生産緑地」の変更原案の公聴会（説明会）の開催について

○公聴会（説明会）について

公述申出書提出期間 縦覧期間	平成29年4月5日（水）～平成29年4月19日（水）
縦覧場所	四日市市 都市整備部 都市計画課
縦覧者の数	0名
公述申出書の提出	なし⇒説明会の開催
説明会の開催日	平成29年4月26日（水）
説明会の出席者	0名

2. 「四日市都市計画生産緑地」の変更案の縦覧結果について

○縦覧結果について

縦覧期間	平成29年5月29日（月）～平成29年6月12日（月）
縦覧場所	四日市市 都市整備部 都市計画課
縦覧者の数	0名
意見書の数	0通